

令和6年度版

# 職場の労働問題で お困りの方へ

～労働相談・個別労働紛争解決機関団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。

なお、サービス内容、制度の詳細については、各機関・団体に直接お問い合わせ下さい。

愛知個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会

事務局：愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課  
愛知(三の丸庁舎)総合労働相談コーナー内  
名古屋市中区三の丸2-2-1名古屋合同庁舎第1号館8階  
電話：052-972-0266

R60603

労働関係紛争の相談窓口・解決制度一覧

相談制度 解決制度 訴訟手続

機関名	連絡先	曜日・時間	名称	概要	申込手続	費用	開催回数	期間の目安	特徴・注意点等
愛知県労働局 労働福祉課 名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター (ウイングあいち)17階	裏面備考① 参照	裏面備考① 参照	労働相談	労働に関する問題について、労働者・事業主を問わず、労働相談員(県職員)が電話・面談で相談をお受けします。 ※相談内容により弁護士相談も実施しております(要予約)。	来所または電話	無料	-	-	県内7箇所のある県民事務所等でも同様の相談をお受けします(弁護士相談を除く)。(連絡先等は裏面備考①参照)
愛知県労働委員会 名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6833	月～金 (年末年始、 祝日除) 9:00～17:00	あつせん	個々の労働者と事業主との間のトラブルについて、双方の主張から合意点を探り、話し合いによる解決の支援をする制度です。	来庁による申請	無料	-	概ね 2ヶ月 程度	3人の労働問題の専門家が丁寧にあつせんを行います。また、あつせんは非公開で行われますので、発言した内容が公開されることはありません。労働者、事業主どちらでも申請できますので、自主解決への話し合いが困難となった場合にご利用下さい。
名古屋地方裁判所 名古屋市中区三の丸1-4-1	事件係 052-203-9047 ※相談窓口ではありません。	月～金 (年末年始、 祝日除) 8:30～17:00	労働審判	個々の労働者と事業主との間の労働関係に関する紛争を、労働審判官(裁判官)1名及び労働審判員(労働関係に関する専門的な知識を有する者)2名で組織された労働審判委員会が、審理し調停を試み、調停がまとまらなければ事案の実情に即した判断(労働審判)を行い、柔軟な解決を図る制度(非公開手続)です。	書面(労働審判手続申立書)による申立	手数料(法律の定めるところによる。)と郵便切手	原則 3回 以内	2ヶ月～ 6ヶ月	名古屋地方裁判所本庁に申立てをすることになります。3回以内の期日で集中して審理を行うため、当事者が早期的に確かな主張・立証を行うことが重要です。トラブルの内容が複雑で、限られた期日の中で審理を終えることが難しい事案にはなじみません。当事者は、必要に応じて、法律の専門家である弁護士に依頼することが望ましいでしょう。 労働審判に対する異議の申立てがあったときや、労働審判委員会が労働審判を行うことが適当でない判断したときなどは、訴訟へ移行します。
			民事訴訟	個々の労働者と事業主との間の労働関係に関する紛争を、1人の裁判官又は3人の裁判官の合議体で、双方の言い分を十分に聴いて、証拠を調べて審理し、適宜和解を試み、和解等がまとまらなければ、最終的に、請求の当否についての結論的判決により、最終的な紛争解決を図る制度(公開手続)です。	書面(訴状)による 訴え提起	手数料(法律の定めるところによる。)と郵便切手	事案に よる。	事案に よる。	法律で定められた手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は、証拠提出と主張を的確に行う必要があります。したがって、法律の専門家である弁護士等に依頼することが望ましいでしょう。 請求する金額によって、取り扱う裁判所が異なります。原則として、140万円以下の請求のときは、簡易裁判所であり、140万円を超える請求のときは、地方裁判所(本庁又は支部)となります。
愛知県弁護士会 名古屋市中区三の丸1-4-2	名古屋法律相談センター 052-565-6110 (名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル4階)	労働者側 月・金・祝14:10～16:25 火 11:45～14:00 水・日 9:20～11:35 使用者側 水(祝日除く)14:10～16:25	法律相談	労働集中相談を実施しています。相談弁護士は弁護士会の一定の労働研修を受講することが条件になっています。便宜を考慮して日曜の相談日を設けています。また、使用者側の相談窓口も用意しています。	センターへの来所 (電話での事前 予約制)	30分 5,500円(税込)	-	-	事前予約制の有料相談です。 使用者側の相談窓口もあります。
	紛争解決センター 052-203-1777	月～金 (祝日除) 10:00～16:00	あつせん 及び 仲裁	労働問題を含む民事事件全般について、弁護士のあつせん仲裁人が当事者の間に入って話し合い等による解決を図る制度です。	書面による申立 (詳細はセンターまで お問い合わせ下さい。)	申立手数料 11,000円(税込) あつせん・仲裁が成立した 場合は、別途、成立手数料 が必要となります。	-	-	-
愛知県社会保険労務士会 名古屋市中区三本松3-1	社労士会労働紛争 解決センター愛知 052-884-2221	月・水～金 (祝日除) 10:00～11:30 13:00～15:30	労働相談	労働問題について、専門の相談員が労働者、事業主どちらからの相談にも電話、面談で相談をお受けします。	来所または電話	無料	-	-	-
			あつせん	労働者と事業主との労働紛争を、専門のあつせん入(特定社会保険労務士と弁護士)が間に入り、話し合いにより解決を図る制度です。	書面による申請	無料	3回 以内	概ね 2ヶ月	話し合いによる解決を促す簡易迅速な制度ですが、強制力はありません。あつせん手続は非公開ですので、秘密は保たれます。
日本司法支援センター	情報提供 全国共通ナビダイヤル 0570-078374	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 (年末年始、祝日除)	情報提供	法的紛争に巻き込まれた方への法制度の説明と適切な相談窓口の案内をおこなっています。	電話	無料	-	-	-
	法テラス愛知 0570-078341 IP電話からは 050-3383-5460	月～金 9:00～17:00 (年末年始、祝日除)	法律相談 (民事法律 扶助)	経済的に余裕のない方を対象とした民事法律扶助制度による無料法律相談です。	電話または来所	無料 ※	同一 問題で 3回 まで	-	事前予約制 ※ 収入や資産が一定以下であるなどの条件を満たす必要あり
	法テラス三河 0570-078342 IP電話からは 050-3383-5465	月～金 9:00～17:00 (年末年始、祝日除)							
愛知県司法書士会 名古屋市中区三本松3-1	裏面備考② 参照	裏面備考② 参照	相談	相談センター(会場:名古屋、西三河、東三河、一宮、半田)における司法書士による面談相談及びWEB面談	電話予約又は インターネット予約	無料	-	-	初回相談は無料です。相談時間は1時間、インターネットからご予約が可能です。
名古屋市中区三本松3-1	052-683-6683	受付 月～金 (祝日除) 10:00～17:00	調停	140万円以下の民事に関する紛争について、中立公正な司法書士が当事者双方のお話を聞きながら、専門家としての知見を活かして、話し合いによる解決をお手伝いします。	電話で確認	申立手数料2,000円+ (相手方の数×1,000円) の他、期日事務手数料、 合意成立手数料がかかります。	3回 (目安)	4ヶ月	調停の開催は平日の日中だけでなく、平日の夜・土日祝日も可能です。 期日事務手数料は当事者1人につき1万円(期日3回分)、合意成立手数料は合意額に応じた率を掛けた金額で、合意額が60万円以下の場合には合意成立手数料はかかりません。
日本産業カウンセラー協会 中部支部 名古屋市中区東桜1-9-26 IKKOパークビル 4階	052-618-7852	月～金 (祝日除) 9:00～17:00	調停	①個別労働関係紛争 ②男女間の維持調整に関する紛争の二つの紛争に対して、双方の言い分を、50年にわたる産業カウンセリング活動で、産業カウンセラー会員の特定社労士の調停員がしっかりお聴きし、相互理解を深めるなかで、WIN-WINの円満解決のお手伝いをします。 調停前の相談 → 調停の申立 → 申立受理 → 相手方の応諾意思確認 → 第1回調停期日	電話予約	申立手数料27,000円 (1回目の調停費用を含む。 協会会員は23,000円) 2回目以降は双方6,000円が かかります。 調停前の相談は無料。	4回 以内	3ヶ月 以内	「対話促進型ADR」にて、弁護士は同席しません。そのかわり、ベテラン調停員が、双方の気持ち、言い分をしっかりと聴きし、話し合いを促進することによって、対立する仲を友好的に変える積極的解決方法を目指しています。
愛知労働局	○雇用環境・均等部 指導課 総合労働相談コーナー 裏面備考③参照	月～金 (年末年始、 祝日除) 9:30～12:00 13:00～17:00	総合労働 相談	労働問題に関する労働者・事業主どちらからの相談にも専門の相談員が電話・面談で相談をお受けします。	来庁または電話	無料	-	-	-
			助言	専門の相談員が紛争当事者に対して解決の方向を示すこと等により、紛争の自主的解決を促す制度	原則来庁による申立	無料	1回	-	簡易迅速な制度で話し合いによる解決を促す制度ですので、強制力はありません。あつせんは非公開で行われますので、発言した内容が公開されることはありません。
			あつせん	あつせん委員(弁護士・特定社会保険労務士)が紛争当事者の間に入り、話し合いによって解決を図る制度	書面による申立	無料	原則 回数	概ね 2ヶ月	-
○名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館 6階	男女雇用機会均等法、 育児・介護休業法、 パート・有期労働法 労働施策総合推進法関係 052-857-0312	月～金 (年末年始、 祝日除) 8:30～17:15	労働相談	男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パート・有期労働法、労働施策総合推進法に関する労働者・事業主どちらからの相談にも専門の職員が電話・面談で相談をお受けします。	来庁または電話	無料	-	-	-
			紛争解決 援助	専門の職員が労働者と事業主双方から話を伺い、問題解決に必要な助言などの援助を行う制度	原則来庁による申立	無料	-	概ね 3ヶ月	当事者双方に歩み寄りが見られない場合は、打ち切りとなる場合もあります。強制力はありません。調停は非公開で行われますので、発言した内容が公開されることはありません。
			調停	調停委員(弁護士などの専門家)が労働者と事業主双方から話を伺い、紛争解決のため調停案を作成し、当事者双方に勧める制度	書面による申立	無料	必要 回数	概ね 3ヶ月	
★名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル12階～13階	★職業安定部 職業対策課 052-219-5507	同上	労働相談	障害者雇用促進法の障害者差別及び合理的配慮の提供義務に関して、電話・面談で相談をお受けします。	来庁または電話	無料	-	-	-
			紛争解決 援助	障害者雇用促進法の障害者差別及び合理的配慮の提供義務に関して職員が労働者と事業主双方から意見を聴取し、法律の趣旨に沿って問題解決に必要な助言などの援助を行う制度。	原則来庁による申立	無料	-	概ね 3ヶ月	当事者双方に歩み寄りが見られない場合は、打ち切りとなる場合もあります。強制力はありません。調停は非公開で行われますので、発言した内容が公開されることはありません。
			調停	障害者雇用促進法の障害者差別及び合理的配慮の提供義務に関して、調停委員(弁護士などの専門家)が労働者と事業主双方から話を伺い、紛争解決のため調停案を作成し、当事者双方に勧める制度	書面による申立	無料	必要 回数	概ね 3ヶ月	
★需給調整事業部 需給調整 事業第二課 052-685-2555	同上	同上	労働相談	労働者派遣、職業紹介事業等に関する相談について、労働者・事業主問わず専門の相談員が電話・面談で相談をお受けします。	来庁または電話	無料	-	-	-
			紛争解決 援助	労働者派遣法の同一労働同一賃金に関して、職員が労働者と事業主双方から意見を聴取し、法律の趣旨に沿って問題解決に必要な助言などの援助を行う制度。	原則来庁による申立	無料	-	概ね 2ヶ月	当事者双方に歩み寄りが見られない場合は、打ち切りとなる場合もあります。強制力はありません。調停は非公開で行われますので、発言した内容が公開されることはありません。
			調停	労働者派遣法の同一労働同一賃金に関して、調停委員(弁護士などの専門家)が労働者と事業主双方から事情を聴取し、紛争解決のため調停案を作成し、当事者双方に勧める制度	書面による申立	無料	必要 回数	概ね 3ヶ月	

## 備考①（愛知県 労働局）

相談窓口設置場所	連絡先	利用時間
あいち労働総合支援フロア 労働相談コーナー (労働福祉課分室)	052-589-1405	月～金 9:30～18:00 土 10:00～17:00 (祝日・年末年始除)
東三河総局 企画調整部 産業労働課	0532-55-6010	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始除) ※終了時間の15分前までにお電話ください。
東三河総局 新城設楽振興事務所 山村振興課	0536-23-6104	
海部県民事務所 産業労働課	0567-24-6104	
知多県民事務所 産業労働課	0569-22-4300	
西三河県民事務所 産業労働課	0564-26-6100	
西三河県民事務所 産業労働課 豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-6119	

## 備考②（愛知県司法書士会）

連絡先	開催曜日、時間
名古屋総合相談センター（名古屋市熱田区） 予約制 電話予約 052-683-6686（インターネット予約24h可） 受付 月～金 10時～15時（祝日・夏季休暇・年末年始除）	毎週月～金 13時～16時(WEB相談枠あり) 毎週土 10時～13時(WEB相談枠あり) (祝日・夏季休暇・年末年始除)
西三河総合相談センター（岡崎市） 予約制 電話予約 0564-58-0318（インターネット予約24h可） 受付 月～金 10時～正午、13時～15時（祝日・夏季休暇・年末年始除）	毎週水 13時～16時 (祝日・夏季休暇・年末年始除)
東三河総合相談センター（豊橋市） 予約制 電話予約 0532-54-5665（インターネット予約24h可） 受付 月～金 10時～15時（祝日・夏季休暇・年末年始除）	毎週水曜 13時～16時 (祝日・夏季休暇・年末年始除)
一宮総合相談センター（一宮市） 予約制 電話予約 0586-28-4838（インターネット予約24h可） 受付 月～金 10時30分～正午、13時～15時（祝日・夏季休暇・年末年始除）	毎週水曜 13時～16時 (祝日・夏季休暇・年末年始除)
半田総合相談センター（半田市） 予約制 電話予約 0569-32-8896（インターネット予約24h可） 受付 月～水・金 10時～正午、13時～16時（祝日・夏季休暇・年末年始除）	毎週土曜 13時～16時 (祝日・夏季休暇・年末年始除)

## 備考③（総合労働相談コーナー）

名称	連絡先	所在地
名古屋北総合労働相談コーナー	052-855-2450	名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎3号館8階 名古屋北労働基準監督署内
名古屋東総合労働相談コーナー	052-855-2762	名古屋市天白区中平5-2101 名古屋東労働基準監督署内
名古屋南総合労働相談コーナー	052-855-2590	名古屋市港区港明1-10-4 名古屋南労働基準監督署内
名古屋西総合労働相談コーナー	052-855-2580	名古屋市中村区二ツ橋町3-37 名古屋西労働基準監督署内
豊橋総合労働相談コーナー	0532-81-0390	豊橋市大国町111 豊橋地方合同庁舎6階 豊橋労働基準監督署内
岡崎総合労働相談コーナー	0564-81-3732	岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合同庁舎5階 岡崎労働基準監督署内
一宮総合労働相談コーナー	0586-80-8088	一宮市八幡4-8-7 一宮労働総合庁舎 一宮労働基準監督署内
半田総合労働相談コーナー	0569-21-4264	半田市宮路町200-4 半田地方合同庁舎 半田労働基準監督署内
刈谷総合労働相談コーナー	0566-21-4884	刈谷市若松町1-46-1 刈谷合同庁舎3階 刈谷労働基準監督署内
豊田総合労働相談コーナー	0565-30-7108	豊田市常盤町3-25-2 豊田労働基準監督署内
瀬戸総合労働相談コーナー	0561-82-2103	瀬戸市熊野町100 瀬戸労働基準監督署内
津島総合労働相談コーナー	0567-26-4155	津島市寺前町3-87-4 津島労働基準監督署内
江南総合労働相談コーナー	0587-54-2443	江南市尾崎町河原101 江南労働基準監督署内
西尾総合労働相談コーナー	0563-57-7161	西尾市徳次町下十五夜13 岡崎労働基準監督署 西尾支署内
愛知(三の丸庁舎)総合労働相談コーナー	052-972-0266	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎1号館8階 愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課内